

「令和2年度農村環境の未来を考える研修会 vol.13」 開催中止のお知らせ

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の一層充実した取り組みを図るため、令和3年2月4日（木）に「令和2年度農村環境の未来を考える研修会 vol.13」の開催を予定していましたが、未だ新型コロナウイルスの収束の兆しが見えない中、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを抑制するため、やむなく中止といたします。

併せて、合同開催を予定しておりました「令和2年度多面的機能支払中国四国シンポジウム in やまぐち」も中止となります。

なお、多面的機能支払交付金活動組織におかれましては、下記注意事項をご参照のうえ対応いただきますようお願いいたします。

—『農村環境の未来を考える研修会』開催中止に伴う活動要件に関する注意事項！！—

研修会が中止となるため、活動要件を満たすために年度末までに別途活動を実施する必要があります。

該当する活動～その①

『2.2. 有識者等による研修会、検討会の開催』

※活動計画書の『地域資源の適切な保全管理のための推進活動』にて上記活動を選択している場合

- 2) 地域で取り組んでいくべき保全管理の内容に取り組むため、4) 毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

(地域資源の適切な保全管理のための推進活動)

支払区分	活動項目	取組	取組番号	取組名
1 (農地維持)	推進活動	農業者の検討会の開催	17	農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会の開催
		農業者に対する意向調査	18	農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
		不在村地主との連絡体制の整備等	19	不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
		集落外住民や地域住民との意見交換等	20	地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会の開催
		地域住民等に対する意向調査等	21	地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
		有識者等による研修会、検討会の開催	22	有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催
		その他	23	—

- 「22.有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催」を選ばれている活動組織は下記の 1～2 のいずれかの活動を実施してください。

1. 「22. 有識者等による研修会」

地域資源の保全管理に関する知識を持つ講師を招いた研修会を実施する活動です。

JA や NPO、市町等から有識者を招き、研修会を実施する必要があります。

2. 取組番号 17～23 までの別の活動を実施

現在、「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」として選択している「22. 有識者等による研修会、検討会の開催」以外の活動を実施します。

農業者による検討会や農業者に対する意向調査、不在村地主への連絡体制の整備等、地域の保全管理を推進する会議や調査を実施します。

※こちらを選択した場合、活動計画書の変更を行う必要があります。

該当する活動～その②

『51. 啓発・普及活動』

※資源向上支払（共同活動）に取り組んでいる場合
…下記 1～4 のいずれかの活動を実施してください。

1. 広報活動

農村環境保全活動に対する地域住民等の理解を深めるため、パンフレットやポスターの作成・頒布、看板の設置等の広報活動を実施します。

2. 啓発活動

地域の農村環境保全のために、農村環境に詳しい専門家の指導助言を得る活動を実施します。

3. 地域住民等との交流活動、学校教育等との連携

地域に対する興味を持ってもらうために、地域住民や教育機関と連携し、交流会や田んぼの学校等を実施します。

4. 地域内の規制などの取り決め

農村環境保全活動を推進するために、規制や約束事を地域で取り決めます。

例えば、重機使用により発生する騒音の制限、生物の生息地への立ち入りの制限等、実情に合わせた規制を取り決め、地域で実践します。